

法令および定款に基づく インターネット開示事項

会 社 の 体 制 お よ び 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

神姫バス株式会社

会社の体制および方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.shinkibus.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

1. 基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄 未来創成」に則り、顧客、株主および地域住民等広範な利害関係者の信頼感、ならびに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性および効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

2. 体制の整備状況

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は「取締役会規則」「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議または報告し、記録を残しております。
- ②取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「リスク管理規程」「危機管理マニュアル」「災害対応マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応（クライシスマネジメント）を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組んでおります。
- ②委員会活動として「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」「CS・地域活動委員会」「ISO推進委員会」（以下「4委員会」といいます。）を設置しており、グループ会社を含めた企業集団の活動として取り組んでおります。
- ③交通事業者として最も優先すべき安全対策については、前述の「安全管理委員会」を設置し、運輸安全マネジメントシステムの実行により、安全と安心の確保に努めております。
- ④財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築し、運用しております。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役会の定期開催および毎月の部門長会議のほか、必要に応じて常勤役員会を開催し、重要案件の決定および取締役の職務執行状況の報告を行っております。
- ②取締役の職務分掌を明確にするため、代表取締役のほか、総括取締役、業務担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることができるとしてあります。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わっております。
- ③横断的な組織である4委員会の委員長に代表取締役社長のほか、業務担当取締役を任命しており、全社的かつ適正な判断が効率的に行える体制をとっております。

(4) 当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守および企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。
- ②当社は、「組織規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰いでおります。
- ③常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、予算委員会、決算説明会、部門長会議等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。
- ④当社は、前述した4委員会活動を通じて法令順守等の監視機能を高めております。
- ⑤当社は、社内および社外に「内部公益通報者保護規程」に基づく通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。
- ⑥社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」「危機管理マニュアル」に定めております。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(5)の(イ)

当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（下記(5)の(ハ)および(5)の(ニ)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおけるガバナンス強化策の一環として、当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社経営報告会や親会社役付役員と子会社幹部との意見交換会を通じて、子会社の事業計画や設備投資計画などの重要案件の親会社への報告を義務づけるとともに、新規事業や多額の投資案件については事前審査も行っております。合わせて、重要案件の業務執行状況についての報告も義務づけております。

(5)の(ロ)

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループの事業運営上必要な子会社にあつては4委員会に参加させ、適正に業務を行うための体制を整えております。とりわけ「コンプライアンス委員会」は、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでおりますが、より実効性を高めるために内部監査を行って、課題の把握および対応策の検討を継続的に実施しております。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図るとともに、当社および子会社において潜在するリスクの認識と顕在化した場合の情報伝達ルールについても定めております。

(5)の(ハ)

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度ごとにグループ全体の重点経営計画を定めるとともに、当該期間のグループ全社の中期経営計画を策定しております。また、親会社役職員は子会社役員を兼務し、子会社取締役会においてグループの全体最適の観点から助言を行っております。加えて、グループ全体の資金調達の効率化を図るため、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。

(5)の(ニ)

当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役または取締役、管理職を子会社の監査役に選任することで、横断的な監査役監査を行い、法令順守や環境保護、業務の適正化を図るとともに、親会社の監査役と子会社の監査役との連絡会を定期的で開催しております。また、グループ全役職員に適用する「企業行動憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を策定するとともに、グループの役職員が当社総務課または外部の弁護士に対し直接、内部公益通報を行うことができるようにするなど、グループ全体で法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

(6) 当社の監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員（以下「監査担当者」といいます。）を内部監査業務と兼務することとして配属しており、監査担当者の中から数名をコンプライアンス委員会に所属させ、定期的に監査を行っております。
- ②監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るとともに、監査担当者は監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。
- ③取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けたときは、常勤監査役に報告し、不利な取扱いを排除するよう求めることができることとしております。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

(7)の(イ)

当社の取締役および会計参与ならびに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ①取締役および使用人は、部門長会議や4委員会報告会を通じて、法令で定められた事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。

- ②当社のコンプライアンス担当部署は、当社の役職員からの内部公益通報の内容について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

(7)の(ロ)

当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。
- ②当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部公益通報の状況について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

(7)の(ハ)

上記(7)の(イ)、(7)の(ロ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は監査役に報告した者に対し、いかなる不利な取扱いを行わず、また報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならないこととしております。
- ②当社の「内部公益通報者保護規程」においても、上記①と同様の扱いとしております。

(7)の(ニ)

当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役または監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

(8) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ①常勤監査役は、取締役会および常勤役員会等に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めています。
- ②常勤監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項およびレビュー結果の報告を受けております。
- ③監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

3. 運用状況の概要

(1) 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会その他の重要な会議の議事録等は、開催毎に作成、管理され、稟議書等職務の執行に係る重要書類と合わせて、セキュリティが確保された場所で適切に保管しております。重要な会議等の開催状況は後述しております。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク対策のうち、災害に関する取り組みとして、「災害対応マニュアル」に基づく地震および風水害の緊急事態訓練等を実施しました。
 - ①地震に対する訓練では、シェイクアウト訓練のほか、当社従業員へ安否確認の通信訓練を行いました。
 - ②風水害に対する訓練では、事業所の水没に備え、資産を守るための対応や、災害対策本部と事業所との連絡体制の確認訓練を行いました。
- ・コンプライアンス委員会では、実効性を確保するため定期的にコンプライアンス監査を実施しました。また、各委員からの担当部門における法令、社内規程等の順守状況の報告を通じて状況を把握したうえで、コンプライアンス委員が中心となって厳正な調査を行い、改善・再発防止策を講じております。

- ・安全管理委員会では、運輸安全マネジメントシステムに基づく運輸安全マネジメント監査を実施し、安全確保の徹底を図りました。
 - ・財務報告に係る内部統制については、監査室による監査・評価を実施し、当期において重大な欠陥や不備が存在しないことを確認しました。
- (3) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会では、取締役と監査役の出席の下、客観的・合理的判断を確保しつつ、法令または定款に規定する事項および業務の執行状況等、経営の重要事項について、報告、審議、決議を行いました。
 - ・取締役会には、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、独立性の高い社外取締役4名が出席しました。
 - ・4委員会では、社長および業務担当取締役が中心となって各委員会活動を全社的かつ効率的に運営しております。
- (4) **当社の取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**
- ・当社および子会社は、法令順守、社内規程順守および企業倫理に則って行動するための指針として「企業行動憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を制定しておりますが、それらは神姫バスグループ全社員が所有する「神姫バスグループ早わかり帳」や、社員が常に社内で閲覧できるようにするために、社内イントラネットに掲載するなどしてグループ全社員に周知、浸透させてきました。
 - ・常勤監査役は、取締役会、常勤役員会、予算委員会、決算説明会、部門長会議等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行ってきました。常勤監査役の重要な会議等への出席状況は後述しております。
 - ・当社および子会社において、「内部公益通報者保護規程」に基づく通報は認められませんでした。
 - ・反社会的勢力への対応については、グループ全社における契約書等への暴力団排除条項の導入状況を確認するとともに、導入の徹底を図りました。また、新規取引開始前には反社チェックを義務付け、実施しております。
- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ・当社は子会社経営報告会等において、子会社に関する重要事項を定期的に審議・決定し、子会社の業務執行を管理しました。
 - ・階層別のグループ会議として、グループ代表者会議や総務担当理事会を開催しました。
 - ・リスクの認識と法令関係の知識を深めるため、グループ全社の役員研修として、法令解説、社内不正防止、労務関係等をテーマとしたセミナーを開催しました。主な研修の実施状況は後述しております。
 - ・当社グループは、2019年4月から2022年3月までを対象期間とする中期経営計画に基づき、その進捗状況の確認、分析および評価を適宜行いました。
 - ・当社は、キャッシュ・マネジメント・システムによって約88億円（2021年3月31日現在）の子会社余剰資金を調達し、車両購入等に充当するなどして効率的な資金運用に努めました。
- (6) **当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査室課長および監査担当者は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役の指揮命令下で職務を行いました。
 - ・監査担当者が、その職務を遂行するうえで不利な制約を受けた事例は認められませんでした。
- (7) **当社の監査役への報告に関する体制**
- ・部門長会議および4委員会報告会では、代表取締役、役付取締役、取締役および部長（4委員会報告会は管理職）が法令で定められた事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について審議するとともに、同会には常勤監査役にも出席を求め内容の報告をしました。
 - ・監査役会は、必要に応じて当社グループの役職員を監査役会に出席させ、報告と意見を求めました。
 - ・監査役に報告すべき事項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事例は認められませんでした。
 - ・監査役の職務に必要な費用は、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査役は、取締役会および部門長会議には常時出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べるほか、稟議書等を常時検閲するなどして、監査の実効性の確保に努めました。
- ・コンプライアンス監査は、当社の全部門と子会社全社を対象にして実施し、実施内容については常勤監査役に報告しました。
- ・監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、意見交換を行いました。なお、取締役会開催前の両者の会合には、社外取締役も加わっております。

(重要な会議等の開催状況)

重要な会議等	開催回数
取締役会	14回
監査役会	18回
社外役員連絡会	4回
親会社の監査役と子会社の監査役との連絡会	2回
常勤役員会	11回
予算委員会	4回
決算説明会	2回
部門長会議	12回
子会社経営報告会等	5回
階層別のグループ会議	4回
4委員会報告会	1回
コンプライアンス委員会	2回
安全管理委員会	6回
C S ・地域活動委員会	0回
I S O推進委員会	2回

(常勤監査役の重要な会議等への出席状況)

重要な会議等	出席回数	出席率
取締役会への出席	14回	100%
常勤役員会への出席	11回	100%
予算委員会	4回	100%
決算説明会	2回	100%
部門長会議への出席	11回	92%

(主な研修・訓練の実施状況)

主な研修・訓練	実施回数
グループ全社の役員研修	5回
「災害対応マニュアル」に基づく地震等の緊急事態への通信訓練等	2回

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記2.(1)の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることになります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しう程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、特定株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、①積極的な増収・増益策の実施、②コスト管理の強化、③経営資源の有効活用を推進し、かつC S R（企業の社会的責任）を果たすために、(a)法令順守（コンプライアンス）、(b)危機管理、(c)雇用維持、(d)C D（顧客感動）、(e)環境対策および社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、①生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト、②不採算地域一括での分社化、管理の委託化、コミュニティバス体系化の推進、③高速バス路線の拡大、ニュータウン線の拡充、神戸中心地への短絡ルート線の充実、公営バスからの路線譲受け・管理受託、④適正な賃金レベル・労働条件の維持、⑤C S（顧客満足）から更に進んだC D（顧客感動）の実現、車両および搭載機器の更新、⑥バスロケーションシステムとドライブレコーダー導入による利便性確保と緊急時対応を進めております。また、当社グループにおけるバス事業以外のその他の事業については、旅行貸切、飲食、レジャー、不動産賃貸、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。具体的には、(a)新バス車両導入による大阪、神戸地区での旅行需要取込み、(b)新規分野への進出、M&A、産官学連携、海外進出による事業領域の拡大、(c)収益物件取得による安定収益確保および(d)自治体等の施設の運営受託または施設譲受け、および地域活性化支援事業を進めております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高および経常利益の増大、事業の選択と集中、組織再編および不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その企業理念とバス事業者としての公共的使命およびこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした

事業展開を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の多角化を図ることが必要不可欠と考えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、1995年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、現在は第9次計画の途中にあたりますが、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、2006年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役10名のうち、4名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、2007年6月28日より、従来の常勤監査役1名および社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名および社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名についても独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様に直接的にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が不本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えますと、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

そこで、当社は、第123回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、直近では2018年6月28日開催の第135回定時株主総会（以下、「第135回定時株主総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更いたしました。（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）。

これにより、当社取締役会は、今後も大規模買付者に対して、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下のとおりであります。

- ①大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法上の最長期間である60営業日に設定すること。

②大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合または結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルール①の順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者および大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、その意見および代替案の検討のために、弁護士、公認会計士または学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るように努めるものとします。

特に、大規模買付ルール①に従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考としていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（ただし、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、または取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、当社ウェブサイト（<https://www.shinkibus.co.jp/>）にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにて開示することといたします。

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得および大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示します。

特に、大規模買付ルール①が順守され、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見および代替案等を株主の皆様にご提示いたします。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルール①に従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることになります。

大規模買付者が大規模買付ルール①を順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者および当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件および大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

大規模買付者が大規模買付ルール②を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見および代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルール①を順守しない場合、当社取締役会は、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でないまたは相当でない場合を除き、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記2.の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

従って、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、①株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、および②当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者および大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、①第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更案および当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第135回定時株主総会において、当初対応方針または旧対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただいております。今後も本対応方針を一部変更、継続する場合には、定時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、②大規模買付ルール①に従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、③本対応方針の有効期間を2021年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、④当社定款第41条（定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができること、⑤第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様の意向をより直接的に反映することから、株主の皆様を意思をより反映する仕組みとなっております。

また、本対応方針は、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

さらに、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続または改廃の決議を行うことができ、デッド・ハンド型買収防衛策またはスロー・ハンド型買収防衛策のいずれでもありません。

また、本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえた内容となっております。

以上の理由により、当社取締役会は、上記3.の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,140	2,235	37,147	△449	42,073
連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△105		△105
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△2,167		△2,167
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
持分法の適用範囲の変動					
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	－	－	△2,272	△0	△2,273
当連結会計年度期末残高	3,140	2,235	34,874	△450	39,799

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定	退 職 給 付 に 係 る 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	1,211	2	△151	1,062	25	43,161
連 結 会 計 年 度 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△105
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失						△2,167
自 己 株 式 の 取 得						△0
持分法の適用範囲の変動	△2		11	8		8
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	6	△5	175	176	△0	175
連結会計年度変動額合計	3	△5	187	184	△0	△2,089
当連結会計年度期末残高	1,214	△2	35	1,246	25	41,071

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称 神姫産業株式会社、神姫商工株式会社、株式会社ホープ
神姫バス不動産株式会社、神姫フードサービス株式会社、神姫観光株式会社
連結子会社であった舞子神姫タクシー株式会社は2020年9月29日付で清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

連結子会社である神姫観光バス株式会社は2020年4月1日付で神姫観光株式会社に商号を変更しております。また、2020年5月1日付で連結子会社であった神姫バスツアーズ株式会社および神姫観光ホールディングス株式会社は神姫観光株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

連結子会社であった株式会社神戸は2021年1月1日付で連結子会社である神姫フードサービス株式会社との吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 しんきエンジェルハート株式会社 他

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社 3社

および関連会社の数

会社の名称 全但バス株式会社、Shinki International Co.,Ltd、SBTI Co.,Ltd

持分法適用の関連会社であった株式会社山陽百貨店は、当社が保有するすべての株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

会社の名称 しんきエンジェルハート株式会社 他

持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも少額であり、連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(i) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(ii) たな卸資産

商品および製品 売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料および貯蔵品 移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

分譲土地建物 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (i)有形固定資産
(リース資産を除く)
- 主として定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。また、車両のうち連結計算書類作成会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。
- (ii)無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (iii)リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

③重要な引当金の計上基準

- (i)貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ii)賞与引当金
- 従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (iii)役員賞与引当金
- 役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (iv)役員退職慰労引当金
- 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (v)過年度雑収計上旅行券引当金
- 負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
- (vi)関係会社事業損失引当金
- 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

④重要な収益および費用の計上基準

- 完成工事高および完成工事
原価の計上基準
- 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

⑤のれんに関する事項

- のれんの償却方法および
償却期間
- のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合には当該勘定が生じた期の損益として処理しております。

⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

- (i)退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間
帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用
処理方法
- 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (ii)消費税等の会計処理
- 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)神姫バス株式会社における繰延税金資産

繰延税金負債(純額) 486百万円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産は676百万円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

神姫バス株式会社では、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画およびその後の市場成長率を基礎としております。

②主要な仮定

課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した自動車運送収入見込額であります。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した自動車運送収入見込額について、新型コロナウイルス感染症の収束時期を正確に予測することは困難な状況にあり、課税所得の見積りに重要な影響を与えるリスクがあります。自動車運送収入が想定通り回復せず、十分な課税所得が発生しない場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(固定資産の減損損失)

(1)神姫バス株式会社の自動車運送事業における固定資産の減損損失

減損損失 一百万円 固定資産 12,527百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

神姫バス株式会社の自動車運送事業では、回収可能価額として使用価値を用いており、割引前将来キャッシュ・フローが資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローは、事業計画およびその後の市場成長率を基礎としております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した自動車運送収入見込額および市場成長率であります。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した自動車運送収入見込額について、新型コロナウイルス感染症の収束時期を正確に予測することは困難な状況にあり、市場成長率についても複数年にわたるため見積りの不確実性が高くなっております。そのため、自動車運送収入が想定通り回復しない場合や市場成長率が低下した場合には、減損損失が計上される可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物および構築物	174百万円
土地	114百万円
投資有価証券	8百万円
差入保証金	75百万円
計	372百万円

担保に係る債務

受入保証金	320百万円
支払手形および買掛金	133百万円
計	454百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 35,357百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,172,000	—	—	6,172,000
合計	6,172,000	—	—	6,172,000
自己株式				
普通株式 (注)	149,931	294	—	150,225
合計	149,931	294	—	150,225

(注) 自己株式の普通株式の増加294株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	105	17.5	2020年3月31日	2020年6月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	105	17.5	2021年3月31日	2021年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券および投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形および買掛金、未払金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金および預金	5,940	5,940	—
(2)受取手形および売掛金	4,968	4,968	—
(3)有価証券および投資有価証券 その他有価証券	2,893	2,893	—
(4)支払手形および買掛金	(1,207)	(1,207)	—
(5)未払金	(2,597)	(2,597)	—
(6)長期借入金(一年内返済予定含む)	(4,417)	(4,385)	△32

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1)現金および預金、ならびに(2)受取手形および売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)支払手形および買掛金、ならびに(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金(一年内返済予定含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額104百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「(3)有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1)賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設、オフィスビル、賃貸住宅等(土地を含む)を有しております。

(2)賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
16,447	25,911

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したもののについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 6,816円37銭

(2) 1株当たり当期純損失 359円94銭

9. その他の注記

(1)減損損失

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。また、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを実施しております。

当連結会計年度におきまして、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵庫県姫路市他	飲食店舗(10店舗)	建物等	180
兵庫県神戸市	旅行貸切業用店舗	建物等	18
兵庫県姫路市他	旅行貸切業用設備	リース資産等	220
兵庫県姫路市	介護事業用資産	土地、器具備品等	48
兵庫県加古川市	遊休土地	土地	1

(減損損失の認識に至った経緯)

飲食業および旅行貸切業におきましては、新型コロナウイルス感染症による事業環境の悪化等により想定していた収益が見込まれないこと、介護事業におきましては、経常的な損失を計上しており収益性の回復が見込まれないこと、遊休土地におきましては、将来の使用が見込まれなくなったことにより、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、建物および構築物216百万円、機械装置および工具器具備品61百万円、車両16百万円、土地23百万円、リース資産101百万円、ソフトウェア41百万円、その他6百万円であります。

(回収可能価額の算定方法)

飲食店舗および旅行貸切業用店舗の回収可能価額につきましては、使用価値を見込めず、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。旅行貸切業用設備の回収可能価額につきましては、買取業者等の見積価額をもとに正味売却価額を測定しており、売却や他への転用が困難な資産については零としております。介護事業用資産の回収可能価額につきましては、不動産鑑定評価額をもとに正味売却価額を測定しております。遊休土地の回収可能価額につきましては、固定資産税評価額をもとに正味売却価額を測定しております。

(2)圧縮記帳

国等より受入れた訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金および二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等により、建物および構築物1百万円、機械装置および工具器具備品2百万円、車両97百万円取得価額を圧縮しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式 合 計	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金								
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計			
					特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,140	2,235	2,235	307	16	888	11,395	9,436	22,044	△449	26,969	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当								△105	△105		△105	
当 期 純 損 失								△673	△673		△673	
特別償却準備金の取崩					△15			15	－		－	
固定資産圧縮積立金の取崩						△137		137	－			
自己株式の取得										△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	－	－	△15	△137	－	△626	△778	△0	△779	
当 期 末 残 高	3,140	2,235	2,235	307	1	751	11,395	8,809	21,265	△450	26,190	

	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	1,154	28,123
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△105
当 期 純 損 失		△673
特別償却準備金の取崩		－
固定資産圧縮積立金の取崩		－
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△25	△25
当 期 変 動 額 合 計	△25	△805
当 期 末 残 高	1,128	27,318

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準および評価方法

①有価証券

子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品

売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料および貯蔵品

移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。また、車両のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

②無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

（i）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ii）数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

④関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

(4)その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)繰延税金資産

繰延税金負債(純額) 486百万円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産は676百万円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

(固定資産の減損損失)

(1)自動車運送事業における固定資産の減損損失

減損損失 一百万円 固定資産 12,527百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建物 174百万円

土地 114百万円

計 288百万円

担保に係る債務

受入保証金 320百万円

計 320百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 28,957百万円

(3)保証債務

(単位:百万円)

被 保 証 先	保 証 金 額	保 証 債 務 の 内 容
神 姫 フ ー ド サ ー ビ ス 株 式 会 社	0	取 引 保 証
株 式 会 社 神 姫 ト ラ ベ ル	8	取 引 保 証
計	9	—

(4)関係会社に対する金銭債権および金銭債務

①短期金銭債権 1,183百万円

②長期金銭債権 1,789百万円

③短期金銭債務 9,134百万円

④長期金銭債務 101百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高 607百万円

②売上原価 2,325百万円

③販売費および一般管理費 178百万円

④営業取引以外の取引高 590百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普 通 株 式	149,931	294	—	150,225

(注) 自己株式の普通株式の増加294株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	209百万円
賞与引当金	146百万円
退職給付引当金	236百万円
減価償却費	14百万円
株式評価減	114百万円
減損損失	48百万円
繰越欠損金	207百万円
その他	152百万円

繰延税金資産小計 1,130百万円

評価性引当額 △453百万円

繰延税金資産合計 676百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△330百万円
その他有価証券評価差額金	△477百万円
退職給付信託設定益	△345百万円
特別償却準備金	△0百万円
その他	△7百万円

繰延税金負債合計 △1,162百万円

繰延税金負債の純額 △486百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会 社 の 名 称	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	神姫バス不動産株式会社	不動産業	100.0	役員の兼任 施設の管理・営繕	資金の貸付(注)1 資金の預り(注)1	675 237	短期貸付金 預り金	675 237
子 会 社	神姫産業株式会社	車両物販 ・整備業	99.4	役員の兼任 車両部品の供給	資金の預り(注)1	753	預り金	753
子 会 社	神姫商工株式会社	車両物販 ・整備業	100.0	役員の兼任 車両の整備 施設の賃貸	資金の預り(注)1	2,687	預り金	2,687
子 会 社	株式会社 ホーンプ	業務受託 事業	100.0	役員の兼任	資金の預り(注)1	1,668	預り金	1,668
子 会 社	神姫クリエイ ト株式会社	その他事業	100.0	役員の兼任	資金の預り(注)1	596	預り金	596
子 会 社	神姫観光株式 会社	旅行貸切 事業	100.0	役員の兼任	資金の貸付(注)1 (注)2 資金の預り(注)1	1,040 1,200	短期貸付金 長期貸付金 預り金	140 900 1,200

(注) 1. 資金の貸付および預りは、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 神姫観光株式会社の貸倒懸念債権に対し、514百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において435百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	4,536円68銭
② 1株当たり当期純損失	111円80銭

10. その他の注記

(1)減損損失

当社は、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。また、遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを実施しております。

当事業年度におきまして、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失
兵庫県神戸市	旅行貸切業用店舗	建物等	18
兵庫県加古川市	遊休土地	土地	1

(減損損失の認識に至った経緯)

旅行貸切業用店舗におきましては、新型コロナウイルス感染症による事業環境の悪化等により想定していた収益が見込まれないこと、遊休土地におきましては、将来の使用が見込まれなくなったことにより、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

その内訳は、建物15百万円、機械装置および工具器具備品3百万円、土地1百万円であります。

(回収可能価額の算定方法)

旅行貸切業用店舗の回収可能価額につきましては、使用価値を見込めず、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。遊休土地の回収可能価額につきましては、固定資産税評価額をもとに正味売却価額を測定しております。

(2)圧縮記帳

国等より受入れた訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金および二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等により、建物1百万円、車両28百万円取得価額を圧縮しております。